

V 元職員における叙勲対象者管理の方法

1 対象者

最終官職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦とする（庁及び各局間の出向者を含む。）。

なお、退職時に官房付や部付となる場合、官房付や部付となる直前の最終官職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

ただし、局長及び審判所長（沖縄所は除く）は、庁において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

2 管理方法

上記対象者の推薦元となる庁または局が、適宜の時期に管理簿へ搭載し、管理する。

3 再任用職員

辞職時と再任用先の局が異なる職員については、辞職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

この場合において、再任用期間については審査票及び履歴書に記載するが在職年月数に通算しないことに留意する。

4 その他

最終官職が他局である者の計報連絡を受けた際は、速やかに該当局へ情報提供する。

また、推薦書類作成にあたって、必要となる書類（人事記録、功績調書、部内処分等）が自局で確認できない場合は、適宜、庁及び該当局へ作業確認・依頼を行い、対応する。